

松島支店のお客様におかれましては、  
大変ご迷惑をお掛けいたします。

### 仮店舗(有明支店)でできる主な手続き

- ◆ 預金の預入れ（新規作成を含む）
- ◆ 預金の払出し
- ◆ お振込み
- ◆ 通帳・証書、キャッシュカードの再発行

#### 【ご注意点】

- お取引によっては、ご本人を確認できる資料（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要ですので、あらかじめご用意ください。
- ご家族など預金者ご本人以外の方が手続きをされる場合、ご本人を確認できる資料のほかに、委任状が必要です。  
なお、委任状の様式は、当金庫のホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/amakusa/>）の「大切なお知らせ」に掲載しております。
- お取引によっては、手続きに時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明な点等ございましたら有明支店（0969-53-1131）にご照会ください。